日 時 平成26年6月7日(土) 19:00~21:10

場所・志津南市民センター多目的室

出席者 (会長)中原 (副会長)松谷、梅田、小野

(町内会長) 笠本、杉本、芥川、宮迫、川崎、原田、吉田、中島、松田、中村

(グループ代表) 菊地、増尾、藤本 (事務局) 妹尾、長谷川

(市民センター)木村

〈敬称略〉

## 1. 報告・連絡事項

- (1) 会長から
  - ①防犯灯の設置箇所について

今年度志津南学区に対しては2箇所の割り当てがあり、追分鴨田町内会からの通学路の新幹 線南側の1箇所と、コージーガーデン自治会からの公園の横の1箇所を申請することとする。

②グリーンヒルCATV運営協議会について

昨年度CATV検討委員会の最終報告があり、今年度CATV運営協議会を立ち上げることとしていたが、そのメンバーが次の通り決まった。若草地区からは若草八丁目町内会長吉田さんと、ZTVに移管した時の自治連会長で、当時の経緯を知っている小野さん、それに青山三丁目自治会長、松ヶ丘一丁目自治会長、ZTV滋賀放送局次長の5人。第1回会議が6月15日に実施される予定。

③防災まちづくり実践セミナーについて

来る6月20日(金)に長寿社会福祉センターで開催される。平日の昼間ということで、芥川さんと松谷さんに参加していただくこととする。

- (2) 各町内会・各グループ・事務局から
  - ①地域福祉グループ・社会福祉協議会から

「安心のバトン」の導入について準備が整った。住民の皆さんへの案内文書を各町内会長に届けるので、全戸配付をお願いしたい。6月14日に、進めかたについて福祉委員と民生委員に説明する予定なので、その上で6月15日に届けることにしている。

まず、災害時要援護者登録・緊急通報システム利用の家庭や障害者・要介護1以上の方など 支援対象者の家庭には、「安心のバトン」と記入用紙・利用届書を持って民生委員に戸別訪問 していただく。次に、65歳以上の方については、福祉委員に回ってもらう。追分南地区3町内 会等については、福祉委員制度がないので別途相談する。そのほかの希望される方には、まち 協事務局や民生委員に連絡していただくこととする。

②文化体育グループ・ふれあい推進委員会から

6月1日の立命館大学BKCサンクスデーのイベントに、まちづくり協議会としてたこ焼き店を出店し、ボランティア泉などの協力の下、盛況であった。協力いただいた皆さんにお礼を申しあげる。

7月26日のふれあい夏まつりについては、追分南地区3町も今年から参加し、かがやきの丘町内会はかき氷をしていただき、コージーガーデン自治会・追分鴨田町内会は体育振興委員会のフランクフルトに協力していただくことにしている。また、当日の準備と翌日の後始末等で、各町内会から5名の協力をいただきたい。さらに、模擬店のチケット申込書を全戸配付するので、各班・各町内会での集約等に協力願いたい。

③事務局から

市・危機管理課から防災マップの全戸配付に協力いただきたいとの連絡があった。広報くさつの6月15日号と同時に各町内会長に届けるとのこと。

平成26年度の各種団体の活動計画をまとめたので、イベントなどが重複しないよう、調整に 役立てていただきたい。

④志津南市民センターから

6月14日(土)10時から、「まち協ってなに?〜地域活動にすぐに役立つ〜」と題してまち協入 門講座を開催するので、できるだけ参加願いたい。

### 2. 審議事項

(1) 広報活動規則の改正について

【説明】ホームページのアドレスを、「若草ネット(waka-kusa.net)」から「志津南ネット (shizu373.net)」に変更したので、改正したい。なお、第4条の組織に関することなどは今後 の検討課題である。

【結論】改正案は全員賛成で承認。

(2) 地域支え合い送迎支援活動について

【説明】前回の議論を踏まえて、「志津南学区地域支え合い送迎支援活動実施要領(案)」を修正した。主な修正箇所は以下のとおりである。

【趣旨】送迎支援活動の対象に、地域の福祉活動を追加した。

# 【実施要領】

- 1 送迎支援活動の基本の中に病院への送迎を優先する旨を明記するため、次のとおり変更した。
  - 7) 送迎は、病院への送迎を最優先し、その他の目的の送迎は、病院への送迎に支障をきたさない範囲で行うものとする。
  - 11)病院以外の送迎時間について

通院以外の目的の送迎は、病院への送迎に支障をきたさない時間帯に行うものとする。

- 3 送迎対象箇所に以下を追加し、例えば市民センターで開催される敬老会や平和祈念講演などへの参加を対象とした。
  - 3) 学区内の福祉活動への参加(市民センターなど)
- 4 利用の仕組みに、以下を追加した。
- 1)会員登録
  - ②社会福祉協議会会長は、①の申し込み内容について申込者に確認し、会員登録をするものとする。
- 2)利用日の申し込み、調整・予約
  - ①予約申し込みは、「3日前までに」としていたが、期限をわかりやすくするために、以下のとおりとした。
  - 送迎希望日の<u>前週の木曜日</u>に、運行調整者に利用希望日・時間などの申し込みをするものとする。
- 3)利用条件の補足を加筆して以下の内容を記して、より利用を広げることとした。
  - <u>学区内の福祉活動への参加(市民センターなど)に関する利用は、会員登録していなくても、利</u>用できるものとする。
- 8 運転手の条件を以下のように追加した。
- 1) 運転手は、ボランティア運転手とし、本学区内の住民で10年以上の自動車運転経験を有し、かつ5年以上無事故の者とする。
- 2) 運転手は公募し、前項の条件を満たし、送迎支援ボランティア運転手に申し込みし登録された 人とする。

## 【付則】

施行日を6月7日とするとした。

- ・「送迎支援登録申込書」の送迎希望先欄は、病院を優先することから、「病院の場合」「その他の場所」に分けて記載していただくこととした。
- ・「送迎支援ボランティア運転手への応募書」には、<u>送迎可能時間(都合のつく時間帯をお書きください)と記載し、</u>記入例も追加した。

この活動は、8月から運用できるかなというところである。それまでに携帯電話の調達、登録申込、運転手の募集などの準備をして、お盆過ぎからということになりそうである。

車は市民センターに置く。鍵や運転日誌、携帯電話のやり取りは、パン屋の「モンタン」さんに協力していただける予定。日曜日・祝日は休みだが他の日は営業しておられ、朝早くに店を開けておられることにより対応できることが利点である。申し込み状況を確認しながら、調整を進めてやっていかざるを得ないであろう。車種については、市社協では、屋根の高い乗りやすい軽自動車にすることで準備が進んでいる。

【質問】予約申込みについて、前週の木曜日が祝日などの場合はどうするのか。

【回答】携帯電話なので、申し込みは受付できる。

【質問】申込書は配付するのか。

【回答】実施要領の中の様式とは別に、申込書をつけて全戸配付する。

【結論】「地域支え合い送迎支援活動実施要領」について全員賛成で承認。 平成26年6月7日から施行。

- (3) 活動費の追加申請について
  - ①社会福祉協議会・地域支え合い送迎支援活動費

【説明】イニシャルコスト(初期投資)として、活動に使用する携帯電話購入費(2台分)75,600円と、活動開始予定の8月から3月までの8か月分のランニングコスト(運営経費)として、補償保険料・燃料費・携帯電話料金で78,400円、合計154,000円の申請となっている。経費の算出資料も併せて提出されており、市社協から軽自動車を学区まち協が無償で借り受け、燃料費等はまち協負担となり、活動に最小限必要な経費である。なお、算出条件として、昨年度の事前調査におけるニーズを基に算定されている。

また、当初予算では、地区別活動費として保険料を計上していたが、これは学区全体活動として位置づけて行うことから、学区全体の活動費に計上する。まち協予算の予備費から充当することとなる。

【結論】全員賛成で承認。

②青少年育成委員会・子ども110番活動費

【説明】追分南地区3町内会等の加入に伴い、「子ども110番の家」の表示のためのカラーコーンを20個追加購入する経費が必要となった。これまで志津地区では、この活動が志津小学校PTAで実施されており、志津南学区である追分南地区3町内会は範囲外ということになっていたものである。当初予算では、当該活動費は40,000円であるが、57,000円を追加申請された。まち協予算の予備費から充当することとなる。

【意見】追加申請とは別のことであるが、現在の「子ども110番の家」の表示シールは、自治 連という表記もあり、いくつかの名称にもなっているので、この機会に統一していくように 検討されたらどうか。

【回答】表記は、統一していくようにしたい。

【結論】全員賛成で承認。

(4) 会則集の全戸配付について

【説明】学区まち協になったことから、必要な会則等をまとめて全戸配付する。

その経費については、まち協会則・会計処理要領・広報活動規則等はまち協予算から執行し、若草・岡本西ブロック地区別活動にかかるものは、同特別会計予算から執行する。若草地区町並み保存規則、若草地区集会所管理規則等、若草地区のみに適用されるものがあるが、これを若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計予算から執行することについて、岡本町西町内会長の了承を得たい。→了承。

この会則等のうち、どれをどの範囲で全戸配付するかという点について提案する。まち協会則・会計処理要領・広報活動規則等については、全戸配付する。若草・岡本西ブロックにかかるものは、若草・岡本西ブロックに全戸配付する。若草地区に関するものは若草地区に全戸配付する。町内会会則・自主防災会規則は、各町内会で別途配付していただく。各種団体の会則等について、15団体のうち4団体は学区のみに適用する会則等はない。残る11団体の会則等については、全戸に配付するまでの必要はないと考える。

また、装丁については、差し替えができるフラットファイル形式が良いのではないか。表紙にどんな方法で「会則集」などの表示をするかも考える必要はある。

### 【意見】

- ・各種団体のものも、学区まち協になったこの機会に併せて作成したらよい。
- ・今後改正があった場合、全戸配付が難しいのではないか。改正された場合は、事務局に最 新版を置くということでよいのではないか。
- ・各種団体で改正があったら差し替えが大変だ。どうしても必要なまち協会則・会計処理要領・広報活動規則・町内会会則・自主防災会規則だけでよいのではないか。各種団体の規則は町内会にひとつでよいのではないか。配付物を減らしたいという思いもある。
- ・すべてが入ったものは、町内会長初め各役員が引き継いでいくというやり方にして、まち 協会則・会計処理要領・広報活動規則は全戸配付するということではどうか。

【結論】まち協会則・会計処理要領・広報活動規則は全戸配付する。町内会会則・自主防災会規則 は各町内会で全戸配付する。各種団体の規則は各町内会の役員の数を配付し、引き継いでいただく。それによって差し替え作業もできる。若草・岡本西ブロックについては地区別活動 に関する規則、若草地区については若草地区のみにかかる規則も全戸配付する。 装丁については、フラットファイル形式とし、差し替えができるようにする。

なお、ホームページに最新版をアップする必要もあるので、各町内会会則、自主防災会規 則、各種団体規則の最新版を、電子ファイルか紙で、6月末までに事務局に届けていただきた い。

- (5) まちづくり指標・まちづくり行動計画について
  - 【説明】前回の理事会で提示したまちづくり指標の制定案について、意見を伺いたい。 まちづくり指標については、まちづくりのめざす方向性や理念である。具体的なことは3年 から5年のスパンのまちづくり行動計画で定めていくこととなる。まちづくり指標としては この案でどうか。
  - 【結論】まちづくり指標については、提案どおり全員賛成で承認。平成26年6月7日付で制定。
  - 【追加説明】まちづくり指標を制定したが、これに基づいて、具体的な施策をまちづくり行動計画として作っていく必要がある。提示したまちづくり行動計画(案)は私案であるが、この案のような行動計画を作っていくことで考えている。一応平成26年度から29年度までの4年間でスケジュールを組んでやっていこうというものである。これについて、各町内会の役員会で議論していただき、取り組んでいきたいことがあれば、提案していただきたい。また各団体でも同様で、グループ会議で趣旨を説明の上、意見を出していただきたい。6月末までに、各町内会、各団体の意見を事務局まで出していただき、次の理事会で議論したい。
- (6) 地域ふるさとづくり事業について
  - 【説明】前回、ふるさとづくり交付金の概要と、その交付金の対象事業の案が10件提案されていることを説明した。今回、消火栓設備を更新したらどうかという案があり、試算した資料を提示する。対象箇所は若草地区13箇所と岡本町西地区5箇所の計18箇所である。追分南地区3町内会等については、新しいので更新するまでには至っていないだろうと想定している。若草地区などは30年弱経っていて、ホースなども劣化している。更新すれば、150万円程度かかるというものである。これは、10件の提案のうち5番に防災関連の整備・啓発があがっていたものである。

ほかに、まち協会則集の配付費用なども、対象として検討してはどうかと考える。

### 【意見】

- ・消火栓設備についてはすべてやるのではなく、半分ずつやるということもある。急ぐもの を組み合わせてやっていけばよいと思う。来年までの2ヵ年で300万円まででやればよい。
- ・消火栓設備について、ホースは水を通さないと点検できないとのことで、消防署は、経年 劣化を考えると、更新していただきたいということである。また、消火器について、町内 会として何個かはあったほうがよいと考えられる。一時消火に役立つのではないか。ホー スは、半分は換えたいし、予算があれば、消火器も検討してほしいというところである。
- ・ホース等の消火栓設備は、30年経過しているので劣化していると思うので、更新してもいいのではないかと思う。消火器については、町内の屋外に配置するという提案が自主防災組織検討委員会の答申に記載されている。これを基本に、各町内の自主防災会でも検討してもらいたい。現時点ではどこに配置するのか検討されていないので、来年配置する方向でいいのではないかと思う。
- ・消防の担当の方と話したが、消防ホースの点検の方法はないということだった。そこで見て回ったが、20年以上経っているがホースは結構新しく見え、劣化しているのかどうか判断できなかった。消火器についても消防と話した。町内会で考えるのではなく、全体でその構想を練っているので、それが決まったら連絡すると話しておいた。
- ・消防ホース・ノズルについて、実際に火事が起こったときに使えるような訓練や仕組みづくりを各町内の自主防災会で行う必要がある。そうでないと、設備を更新整備することが無駄になる。また、いざ火事が起こったときに、住民が対応できるのかどうか。現役の人は、平日の昼間は仕事で留守だろうし、高齢者では対応できないこともあるのでは。

- ・判断はいろいろあると思うが、防災とはどこまでをやるのかということだ。神戸の震災で は消防車が来ないということで、そうなると整備しておく必要があるのかなとも思う。
- ・せっかくあるのだから、それを使ってできる日頃の訓練をやっていく必要がある。
- 【結論】各町内の自主防災会で、消火器の配置も含めて、自主防災活動について議論して詰めていっていただきたい。その上で、理事会で検討していきたい。

ふるさとづくり事業については、正副会長会で案を検討し、次の理事会で議論することと する。

### 3.その他

(1) 集会所管理委員会から

第3集会所でふすまの張替えを実施したことを報告する。

- 【意見】冷蔵庫やエアコンなどの更新も出てくるだろうが、集会所管理委員会で確認して進める こととなっているので、よろしくお願いしたい。
- (2) CATV運営協議会から

CATVの放送についてアナログ放送が来年3月ですべて終わる。以後はデジタル放送のみとなる。これに伴い、どういう問題があるのかをZTVに確認して報告する。

以上